

○南会津町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱

平成18年 3月20日

告示第61号

(目的)

第1条 重度身体障害者日常生活用具給付等事業（以下「事業」という。）は、在宅の重度身体障害者に対し、浴槽等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付又は貸与（以下「給付等」という。）することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(用具の種目及び給付等の対象者)

第2条 給付等の対象となる用具は、別表の「種目」欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の「障害及び程度」欄に掲げる身体障害者とする。

2 用具の貸与の対象者は、前項に掲げる身体障害者であって、**所得税非課税世帯**に属する者とする。

(給付等の申請)

第3条 用具の給付等を希望する者は、重度身体障害者日常生活用具給付等申請書（様式第1号）により町長に申請するものとする。

(給付等の決定)

第4条 町長は、前条の申請書を受理し、別表に掲げる区分の給付を決定したときは、重度身体障害者日常生活用具給付決定通知書（様式第2号）に重度身体障害者日常生活用具給付券（様式第3号）を添付して、別表に掲げる区分の貸与を決定したときは、重度身体障害者日常生活用具貸与決定通知書（様式第4号）により、また給付等を要しないと認めたときは、重度身体障害者日常生活用具給付等却下通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、給付等（別表に掲げる区分の貸与を除く。）を決定したときは、重度身体障害者日常生活用具納入通知書（様式第6号）により納入業者に通知するものとする。

(費用の負担等)

第5条 用具（点字図書を除く。）の給付を受けた者又はこれを**扶養**する者は、その負担能力に応じて必要な用具の購入に要する費用の一部を直接業者に支払わなければならない。この場合において、費用を支払う額の基準は、昭和48年4月20日社更第71号厚生省社会局長通知「更生医療の給付又は補装具の交付若しくは修理を受ける者の負担すべき

額の認定方法について」に定める補装具の例による。

2 用具の貸与は無償とし、貸与の期間は貸与を受けた者が身体障害者更生援護施設等への入所、その他の事情により、当該用具を必要としなくなるまでの期間とする。

(点字図書の給付)

第6条 町長は、点字図書の給付を行うに当たっては、昭和47年7月18日社更第120号厚生省社会局長通知「重度身体障害者に対する日常生活用具の給付及び貸与について」による点字図書給付事業実施要綱に定めるところにより行うものとする。

(費用の請求)

第7条 用具を納付した業者が町長に請求できる額は、用具の給付等に要する費用から用具の給付を受けた者又はこれを**扶養**する者が直接業者に支払った額を控除した額とする。

(用具の管理)

第8条 町長は、未だ給付等を実施していない用具及び貸与者から返還を受けた用具は、善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

(遵守事項)

第9条 遊具の給付を受けた者は、当該用具を給付の目的に反して使用してはならない。

2 前項の規定に違反したときは、当該給付に要した費用の一部を町長に返還しなければならない。

3 用具の貸与を受けた者又はこれを**扶養**する者（以下「借受人」という。）は、当該用具を貸与の目的に反して使用してはならない。

4 借受人は、用具を棄損又は滅失したときは、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従わなければならない。

5 借受人は、当該用具を必要としなくなったとき又は貸与の目的に反したときは、速やかに当該用具を町長に返還しなければならない。

(給付等台帳の整備)

第10条 町長は、用具の給付等の状況を明確にするため、重度身体障害者日常生活用具給付・貸与台帳（様式第7号）を整備するものとする。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の田島町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成6年田島町要綱第2号）、舘岩村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年舘岩村要綱第2号）、伊南村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成2年伊南村告示第44号）又は南郷村重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱（平成3年南郷村告示第13号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、それぞれこの告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第2条関係）

日常生活用具の種目及び性能

区分	種目	障害及び程度	性能	適用年数
給付	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
	盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上（本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る。）	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年
	電磁調理器	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこ	視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年

		れに準ずる世帯)		
盲人用体温計（音声式）	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	
点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障害者	点字により作成された図書	—	
盲人用体重計	視覚障害2級以上（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	5年	
視覚障害者用拡大読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むこと可能になるもの	画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	8年	
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10年	
点字ディスプレイ	視覚障害者及び聴覚障害の重度重複障害者（原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級）の身体障害者であって、必要と認められるもの	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	6年	
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	6年	
聴覚障害者用屋内	視覚障害2級（聴覚障	音、音声等を視覚、触覚等により	10年	

信号装置	害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯	知覚できるもの	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められるもの	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、この装置によりテレビの視聴が可能になるもの	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	6年
浴槽（湯沸器含む）	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得る洋式浴槽又はこれに準ずるもので、実用水量150l以上の浴槽及び浴槽の性能等に応じたもので、安全性について配慮された湯沸器	8年
便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
特殊便器	上肢障害2級以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当た	8年

		り住宅改修を伴うものを除く。	
特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	5年
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	8年
パーソナルコンピュータ	上肢障害2級以上又は言語、上肢複合障害2級以上（文字を書くことが困難な者に限る。）	かな、漢字、英数字による文書作成が可能で、編集、校正及び記憶機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの（プロテクター、プリンター等を附帯することができる。）	6年
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級（常時介護を要する者に限る。）	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	5年
入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	障害者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	5年
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	5年
重度障害者用意思伝達装置	両上下肢の機能の全廃及び言語機能を喪失した者であって、コ	まばたき、筋電センサー等の特殊な入力装置を備え、障害者が容易に使用し得るもの	6年

	コミュニケーション手段として必要があると認められるもの		
携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有するもの	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	5年
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者であって、入浴に介助を必要とするもの	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	4年
歩行支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。 ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年
居宅生活動作補助	下肢、体幹機能障害又	障害者の移動等を円滑にする用	—

用具	は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって障害等級3級以上の者（ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者）	具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	
透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析治療を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	5年
酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	10年
ネブライザー	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年
火災警報器	障害等級2級以上（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	8年
自動消火器	障害等級2級以上（火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及び	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	8年

		これに準ずる世帯		
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	5年
貸与	福祉電話	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—
	ファックス	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	障害者が容易に使用し得るもの	—
共同利用	視覚障害者用ワー ドプロセッサ	視覚障害者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を	—

			自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの
--	--	--	--

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置にはサウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。
- 3 「浴槽（湯沸器含む）」については、町長が必要と認める場合には、「浴槽」及び「湯沸器」を個々の種目として給付できるものとする。

様式第1号(第3条関係)

重度身体障害者日常生活用具給付等申請書

年 月 日

南会津町長

住 所
申 請 者 氏 名
利用者との続柄
電 話 番 号



次のとおり重度身体障害者日常生活用具給付等事業を利用したいので、南会津町重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要綱第3条の規定により申請します。

対 象 者	氏 名		男 ・ 女	生年月日	年 月 日
	住 所				
身体障害者 手帳番号					年 月 日交付
障 害 名			障害等級		種 級
身 体 の 状 況 等	別紙「在宅福祉事業利用者状況調書」のとおり				
給付(貸与)を受け たい用具の名称					
希望する型式・規 模 等					
給 付 (貸 与) 上 特に希望する事項					
備 考					

(注) 対象者及びこれを扶養する者の前年度分所得税及び前年度分市町村民税の課税額を証明する書類を添付すること。

別紙

在宅福祉事業利用者状況調査書

1 利用者

氏名		年 月 日生	歳	男・女
住所		電 話		

2 身体の状況等

視力	普通・弱視・全盲	排せつ	普通・一部介助・全介助
聴力	普通・やや難聴・難聴	食事	普通・一部介助・全介助
言語	普通・やや不自由・不自由	入浴	普通・一部介助・全介助
歩行	普通・一部介助・全介助	着脱衣	普通・一部介助・全介助
臥床状況	普通・床に臥しがち・寝たきり	床ずれ	有・無
身体障害者手帳	有・無	手帳番号	障害等級
	交付年月日	年 月 日	
	障害内容		
疾病	有・無	病名	通院・往診
	主な医療機関名		電話
問題と思われる行動	有・無 ① 大声をだす ② 乱暴な言動がある ③ 徘徊する ④ トイレがわからない ⑤ 自分の部屋がわからない ⑥ 時々失禁をする ⑦ 自分の名前がわからない		
	その他()		
現症や既往歴又は家庭介護の状況など		

3 医療保険

医療保険の種類	被保険者名	記号・番号

4 利用者の世帯員状況

氏名	性別	利用者との続柄	生年月日	職業	健康状態

5 緊急時の連絡先

①	氏名		電話番号	
②	氏名		電話番号	

6 住居略図

7 備考

※利用者世帯階層区分〔 〕 利用者世帯負担額〔 円〕

様式第2号(第4条関係)

重度身体障害者日常生活用具給付決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

南会津町長



さきに申請のありました日常生活用具の給付につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

記

給付番号	第	号	決定年月日	年	月	日
対象者氏名						
給付する用具名 (含む形式規模等)						
納入業者の名称 及び所在地	業者名： 代表者： 住所： 電話：					
用具の総額	対象者又は扶養する者が 支払うべき額			公費負担額		
円	円			円		
注意事項	1 用具は、対象者又はこれを扶養する者がその能力に応じて費用の一部を直接業者に支払うことを条件に給付されるものでありますから、支払うこととされた額については、必ず用具を受け取る前(同時)に支払ってください。 2 給付された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 3 2に違反した場合には、費用の全部又は一部を返還していただくことがあります。					

様式第3号(第4条関係)

重度身体障害者日常生活用具給付券			
給付番号	第 号	給付券発行年月日	年 月 日
対象者氏名		生年月日	年 月 日
居住地			
申請者氏名		対象者との続柄	
給付する用具名 (含む形式規模等)			
用具の納入業者	業者名： 代表者名： 住 所： 電話番号：		
用具の総額	対象者又は扶養する者が 支払うべき額	公費負担額	
円	円	円	
上記のとおり決定する。 年 月 日			
			南会津町長 印
業者の納付した日	年 月 日	給付を受けた者又は扶養する者が支払うべき額を受領した業者名 印	
検収年月日	年 月 日	検収者職氏名	印
用具受領者氏名		印	対象者との続柄
その他特記事項			

様式第4号(第4条関係)

重度身体障害者日常生活用具貸与決定通知書

年 月 日

(申請者) 様

南会津町長



さきに申請のありました日常生活用具の貸与につきましては、次のとおり決定になりましたので通知します。

貸与番号	第 号	決定年月日	年 月 日
対象者氏名			
貸与する用具名 (含む形式規模等)			
注意事項	1 貸与された用具をその目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供したりすることは、かたく禁じられています。 2 用具の一部又は全部を損傷し又は滅失した場合には、直ちに町長にその状況を報告し、その指示に従ってください。 3 用具を必要としなくなったときは、速やかに町長に申し出てください。		

様式第5号(第4条関係)

重度身体障害者日常生活用具給付等却下通知書

年 月 日

(申請者) 様

南会津町長



年 月 日に申請がありました日常生活用具の給付(貸与)につきまして
は、審査の結果却下することに決定しましたので通知します。

記

対象者氏名	
却下する用具名 (含む形式規模等)	
却下の理由	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、南会津町長に対して異議申立てをすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると異議申立てをすることができなくなります。)

また、この決定があったことを知った日(南会津町長に対して異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する南会津町長の決定があったことを知った日)の翌日から起算して6箇月以内に、南会津町を被告として(訴訟において南会津町を代表する者は、南会津町長になります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、当該決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式第6号(第4条関係)

重度身体障害者日常生活用具納入通知書

年 月 日

(納入業者) 様

南会津町長



次のとおり日常生活用具をあなたから購入することに決定したので、当該給付対象者より重度身体障害者日常生活用具給付券の提示があったときは、速やかに該当する用具を納入してください。

なお、納付後、公費負担分を請求する場合には、重度身体障害者日常生活用具給付券を添付してください。

対象者	氏名		電話番号	
	住所			
申請者氏名			続柄	
給付する用具名 (含む形式規模等)				
用具の総額		対象者又は扶養する者が 支払うべき額	公費負担額	
円		円	円	
注意事項	対象者又は扶養する者が支払うべき額については、用具の納入前(同時)に直接受領してください。			

